明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（**総務**七五）　一

〔告　示〕

○放送法第百四十条第六項及び放送法施行規則第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（**総務**一九八）　二

○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**一五五）　三

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**一四二、一四三）　三

○文部科学省所管の補助金等に関する事務を福島県教育委員会が行うこととなった件（**文部科学**一二六）　四

○平成二十四年度の標準報酬月額修正率を定める件（**厚生労働**二四八）　五

○保安林の指定をする件（**農林水産**二三二五～二三三七）　五

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**七四七）　七

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**東北地方整備局**一六八）　七

○道路に関する件（**中部地方整備局**一四五）　七

○浄化槽の型式を認定した件（**同**一四六）　七

○道路に関する件（**中国地方整備局**一一四、一一六、一一七）　八

○都市計画に関する件（**同**一一五）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**八七、八八）　八

〔人事異動〕

公正取引委員会　法務省　外務省　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係　九

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　九

会社その他　九

省　令

○総務省令第七十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月二十六日

総務大臣臨時代理　国務大臣　稲田　朋美

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号イ(1)を次のように改める。

(1)　基本料金（利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金（付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。）をいう。以下同じ。）の額（当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約（以下「他の役務契約」という。）が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。）が次のいずれかで提供されるもの

(イ)　適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの（施設設置負担金（電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下同じ。）の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金（以下「月額住宅用基本料金」という。）の最高額を超えない額

(ロ)　当該光電話役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務（施設設置負担金の支払を要しない契約に係るものを除く。）の基本料金の額（押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分されている場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。）を超えない額（イに掲げるものを除く。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。